

平成30年度版

二宮町住宅リフォーム等補助金交付制度

二宮町では、町民の住環境向上及び定住促進、地域経済の活性化を図るため、町登録事業者を利用した住宅リフォームや、同居・近居のための住宅を取得する場合、その経費の一部を補助します。

○制度概要

制度の種類	補助額 (万円)	件数 (件)	内容
①住宅リフォーム	5	50	住宅をリフォームした者に交付する。
②空き家リフォーム	10	5	空き家をリフォームした空き家バンク登録者又は利用希望者に交付する。
③同居リフォーム	20	2	親世帯と子世帯の同居に伴い住宅をリフォームした者に交付する。
④同居・近居に伴う住宅取得	20	2	親世帯と子世帯の同居・近居に伴い住宅を購入した者に交付する。
⑤三世帯同居（加算）	20	2	③④で中学生以下の孫と共に三世帯で同居する場合は、20万円を加算する。

対 象 工事完了日（④は住宅取得日）が平成30年4月1日以降のもの

募集期間 平成30年4月25日～平成30年12月28日

ただし、①～⑤の各制度において予定件数に達した時点で終了とします。

*申込み（受付）は先着順で、同時の場合は抽選により決定します（役場開庁8:30前に複数の方がお待ちの場合は全員同時とします）。

①住宅リフォーム

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の所有者でかつ、その住宅に住民登録をしている者 町税等の滞納がない者
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅に対する固定資産税の減額措置等の対象とならない住宅であること（住宅により3～7年間対象となりますので、お手元の納税通知書でご確認ください）
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書の写し（リフォームに要した費用の内訳や内容がわかるもの） 領収書の写し リフォーム施工前、施工後の写真（日付入り） 家屋全体の写真（日付入り） 建築確認申請が必要なリフォームの場合、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> 20万円（税抜）以上のリフォーム工事に対して5万円

②空き家リフォーム

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク登録台帳に登録した貸し主又は、申請する空き家に住民登録をしている利用希望者
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク登録台帳に登録された居住用の一戸建て家屋であること 申請者が利用希望者の場合、最初の賃貸借契約日から1年以内であること 申請者世帯全員に町税等の滞納がないこと 新築住宅に対する固定資産税の減額措置等の対象とならない住宅であること (住宅により3～7年間対象となりますので、お手元の納税通知書でご確認ください) 補助金の交付を受けた日から5年以上町内に居住する見込みがあること
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書の写し（リフォームに要した費用の内訳、内容がわかるもの） 領収書の写し 申請者が利用希望者の場合、賃貸借契約書の写し、空き家のリフォームに関する登録者の承諾書 リフォーム施工前、施工後の写真（日付入り） 家屋全体の写真（日付入り） 建築確認申請が必要なリフォームの場合、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> 20万円（税抜）以上のリフォーム工事に対して10万円

③同居リフォーム

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 親世帯と子世帯の同居に伴い、リフォームを実施した住宅の所有者 *親世帯とは65歳以上の高齢者のみで構成される世帯のこと *夫婦の場合は、夫と妻のどちらかが65歳以上であれば親世帯とみなす
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上別々に居住していた親世帯と子世帯が町内において同居すること 申請日より過去1年以内に親世帯及び子世帯が当該住宅に同居を開始していること 親世帯、子世帯全員に町税等の滞納がないこと 新築住宅に対する固定資産税の減額措置等の対象とならない住宅であること (住宅により3～7年間対象となりますので、お手元の納税通知書でご確認ください) 補助金の交付を受けた日から5年以上町内に居住する見込みがあること
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書の写し（リフォームに要した費用の内訳がわかるもの） 領収書の写し リフォーム施工前、施工後の写真（日付入り） 家屋全体の写真（日付入り） 戸籍謄本等、親子関係が証明できる書類 建築確認申請が必要なリフォームの場合、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> 40万円（税抜）以上のリフォーム工事に対して20万円

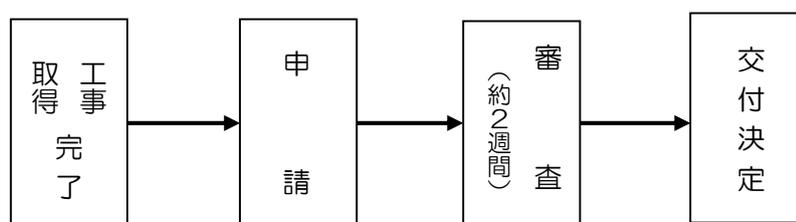
④同居・近居に伴う住宅取得

補助対象者	・親世帯と子世帯の同居又は近居に伴い取得した住宅の所有者
補助要件	・新築、建替え、売買により取得した住宅であること ・住宅の取得後から申請日までに、当該住宅において親世帯及び子世帯の同居又は近居を開始していること ・親世帯、子世帯全員に町税等の滞納がないこと ・補助金の交付を受けた日から5年以上町内に居住する見込みがあること ・保存登記又は所有権移転登記を終えた住宅であること
添付書類	・工事請負契約書又は売買契約書の写し ・領収書の写し ・家屋全体の写真（日付入り） ・戸籍謄本等、親子関係が証明できる書類 ・建物登記簿の全部事項証明書の写し ・建築確認の検査済証の写し
補助金額	・20万円

⑤三世代同居

補助対象者	・③同居リフォーム、④同居・近居に伴う住宅取得の補助を受ける者
補助要件	・申請日において、中学生以下の孫と三世代で同居すること （出生前であっても出生予定であることが母子健康手帳等で確認でき、かつ、出生後に同居する予定である場合も含む）
補助金額	・20万円

○交付決定までの流れ



- ・申請書は工事完了後に添付書類とともに提出してください。
- ・交付決定後、1か月を目安に指定の口座に交付金を振込みます。

必ずご確認ください

○補助要件以外に、以下に該当する場合は補助対象から除外します。

- ・申請者、申請者と同一世帯に属する者、申請者と同居又は近居する者及び空き家の入居者並びに同居者が二宮町暴力団排除条例（平成23年二宮町条例第21号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号、第4号又は第5号に規定する者と密接な関係を有する場合
- ・過去に次のいずれかに掲げる補助を受けていた建物の申請者
 - (ア) 二宮町住宅リフォーム助成交付要綱による補助。ただし③同居リフォーム、④同居・近居に伴う住宅取得、⑤三世帯同居の申請においては除外しないものとする。
 - (イ) 二宮町空き家バンク事業補助金交付要綱による補助
 - (ウ) 二宮町同居・近居推進事業補助金交付要綱による補助
 - (エ) この要綱による補助

*この制度は1物件1回限りです

- ・国、県又は町の他の制度による補助、助成等の対象となるリフォームではないこと。

○添付書類が足りない場合は受付できません。

○町が工事や取得の状況を立入り検査する場合があります（予めご了承いただけない場合は、受付できません）。

○リフォームについては、町登録事業者が施工するもののみ対象となります。町登録事業者は町ホームページ上の「町登録事業者一覧」でご確認ください。

○同居・近居については、町ホームページ上の「二宮町住宅リフォーム等補助金交付要綱における同居・近居の判断基準」を参照してください。

○申請書様式や対象となるリフォームなど詳細については、町ホームページ上の「二宮町住宅リフォーム等補助金交付要綱」をご確認していただき、ご不明な点は担当課までお問い合わせください。

二宮町 リフォーム制度

で検索！！

【問い合わせ先】

二宮町都市整備課計画指導班

住所：二宮町二宮 961 番地

電話：0463-71-3311 (内線 283・282)

FAX：0463-73-0134

メール：toshi@town.ninomiya.kanagawa.jp

